

調布市地域公共交通計画策定及び事業推進業務委託 事業者候補選定プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

調布市地域公共交通計画策定及び事業推進業務委託

(2) 対象地域

調布市域全域及び隣接市

(3) 業務目的

多摩地域（北多摩南部）に位置する調布市（以下「市」という。）は、昭和30年頃からの高度経済成長における都市周辺でのスプロールにより計画的な市街地形成がなされてこなかった経緯から、公共交通基盤に課題を抱えている。調布市都市計画マスタープラン（平成10年6月）では、公共交通充実のための環境を整える必要性を示し、まちづくりの主要な課題として位置付け、取組を推進してきた。そうした内容は、現在の調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年8月）へ継承されている。

近年では、市のまちづくりにおいて、京王線連続立体交差事業及び中心市街地整備等が実施され、京王線等による東西方向の移動に加え、南北方向の本市の移動を支える交通基盤の整備（武蔵境通りの整備等）が着実に進展している。一方、市内に点在する都市計画道路や地区内道路、駅前広場の整備が未完の地域では、公共交通ネットワークの課題が残る。また、路線バスが走行できる幅員の道路が少ないことで、公共交通を利用しにくい地域も点在する。

これらの地域では、住民、交通事業者との協働によりミニバスの運行等に取り組み、移動手段を確保してきた。しかし、輸送人員の減少や乗務員の不足などの背景から、バス交通をはじめ公共交通の維持に課題が生じている。既にミニバスの減便が生じた北部地域では、移動手段の確保や将来の地域交通の検討のため、巡回交通やデマンド型交通の実証実験を重ねており、今後結果を踏まえた検討の深度化が必要である。

加えて、移動需要の多様化や情報技術の発展、地球環境への配慮など、地域交通やモビリティを取り巻く環境は大きな変化を迎えている。そうした中で、調布市総合計画（令和5年3月）に示すまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」や国際社会の共通目標であるSDGsの考え方も踏まえつつ、調布市総合交通計画（令和5年3月）の基本目標や基本方針に示す内容を実現していくには、持続可能でインクルーシブな公共交通の在り方など、幅広い視野を持った検討が望まれる。

これらを踏まえ、市の地域公共交通について、既存の公共交通や都市計画、諸所の移動制約など、移動に関する課題を精査するとともに、地域に適した持続可能な在り方を検討し、（仮称）調布市地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。又、同計画の実現のための事業手法や制度設計を検討し、市民参加、関係機関協議及び調布市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）への報告など、その過程に必要な資料を作成するものとする。

なお、検討に際し、都市輸送を支えるバス交通等のネットワーク（市内及び中広域）や、地域住民の交通行動、移動の困り事等の分析に努め、市民、事業者、市など、地域関係者による合意形成を経るよう留意することを求める。

(4) 業務内容（予定）（*詳細は公募提案の内容や事業者候補選定後の協議による）

【令和7年度】

ア 計画の策定支援

(ア) 基礎調査及び方針・施策の検討

対象地域の公共交通について、国、東京都等の関連計画や市の計画における位置付けについて整理する。また、過年度の調査検討を踏まえつつ、市の公共交通の現況、課題を精査し、計画に示す方針や施策（事業）の検討を行う。

(イ) 市民参加の支援

本業務において作成する計画について、市民参加（例：住民懇談会、オープンハウスなど）を実施するための支援を行う。また、これにより得られた意見の整理や方針・方策への反映など、必要な対応を行う。

(ウ) 計画案の作成

過年度の調査検討や協議会での議論、上述の基礎調査、市民参加、後述する各調査等を踏まえ、計画の案の作成を行う。

(エ) 計画概要資料の作成

作成した計画案について、市民等への説明資料を作成する。同資料の作成では、分かりやすく伝えるための視覚的な工夫（例：イラストを含める）を行うなど、一般向けに理解しやすく整える。

(オ) パブリック・コメント手続きの実施支援

令和7年度末頃の計画策定を目途とし、適切な時期にパブリック・コメント手続きを実施するための支援を行い、これにより得られた意見の整理と対応の検討を行う。

イ 市民の交通行動に関する調査

(ア) 調査の設計、実施

対象地域の住民、特に、公共交通を利用しにくいことが想定される地域における市民の交通行動を把握するための調査（例：アクティビティ・ダイアリー調査、プローブ調査など）を実施する。

(イ) 調査結果の整理、分析

(ア)の調査結果をまとめ、レポートを作成する。また、公共交通を利用しにくい地域における住民や諸事情により移動に制約がある者の移動について分析し報告する。

(ウ) 交通課題、対応方針・方策の整理

前述の分析から市における交通課題を抽出し、各課題への対応方針・方策を検討する。

ウ 都市交通のネットワーク等に関する調査

(ア) 調査の設計、実施

一般路線バスやミニバス等の交通手段について、そのネットワークやサービス

水準，利用状況等の調査を行う。

(イ) 課題整理・方針検討

バス路線再編，ダイヤ改正等の動向を踏まえ，その影響，課題を整理する。また，その対応方針・方策を検討する。

エ 地域モビリティに関する実証実験の支援

(ア) 実証実験の支援

公共交通事業者及び市が実施している北部地域デマンド型交通実証実験について，その実施を支援する。同実験においては，公共交通事業者がその運行を担っていることから，本業務においては，主に利用者分析や広報支援，事業評価等を行う想定とする。

(イ) 地域モビリティ確保に向けた検討

(ア)や過去の実証実験の結果を踏まえるとともに，地域の移動需要や持続可能性を考慮し，地域に適した移動方法の検討を行う。

(ウ) 地域住民との協働の支援

持続可能な移動手段（地域の足）を確保するため，地域の関係者による取組を促進する。

(エ) 地域活動（又は協議体の活動）を支援する制度の設計

地域の関係者が中心となり地域交通をつくる（育てる）など，地域のモビリティ向上に資する取組を支援するための制度設計を行う。

(オ) 上述の内容について，計画の検討へ反映できるよう整理する。

オ 【ア～エ共通】関係機関等との調整に必要な資料の作成

庁内関係部署との協議・調整や，東京都，国機関等へ説明の必要が生じた場合に必要な資料を作成する。また，各協議等により得られた意見を反映するための資料修正等を行う。

カ 協議会の開催支援

(ア) 協議会の開催支援

各案件の報告や諮問に必要な資料の作成を行う。また，協議会へ出席し，議事録作成及び意見等要旨のまとめを行う。なお年間4回の開催を想定する。

(イ) 専門部会の運営支援

協議会の下部組織として，個別の議題を扱い，円滑な意見交換や相互理解を図るとともに，議論を活性化するための専門部会を設置し，運営するための支援を行う。主に交通計画を扱う「(仮称)交通計画部会」と地域固有の課題や移動の困り事などを取り扱う「(仮称)地域部会」の二つの部会について，それぞれ年間4回の開催を想定する（同日での実施も可）。同部会についても出席し，議事録作成及び意見等要旨のまとめを行う。

【令和8年度】

ア 計画の印刷製本，周知等に関する支援

(ア) 報告，周知資料の作成

策定した計画について，協議会や住民等へ案内・周知するための資料を作成する。

(イ) 計画書及び概要版のDTP，印刷製本

計画の印刷製本に当たり、デスクトップパブリッシングの作業を行い、市民が閲覧し理解しやすくした上で、印刷製本を行う。特に、概要版には、専門知識を有さない者にも広く共有できるよう表現の工夫をすること。

(ウ) 計画に示す事業及び制度の詳細設計

計画に示す事業や制度について、実行又は運用開始できるよう詳細な内容の設計を行う。

イ 協議会の開催支援

(ア) 協議会及び専門部会の開催支援

各案件の報告や諮問に必要な資料の作成を行う。また、協議会へ出席し、議事録作成及び意見等の要旨のまとめを行う。それぞれ年間4回の開催を想定する。

【各年度共通】

ア 打ち合わせ、協議

業務遂行上必要となる打合せを行う。初回及び成果品納入時には、必ず管理技術者が出席するものとする。また、各作業に当たって定める条件、方針及び表現方法等は、担当者と十分協議の上、決定するものとする。なお、打合せ毎に議事録を作成する。

イ 業務報告書の作成

本業務で実施した各内容についてとりまとめを行い、業務報告書を作成する。

【その他】

各年度の成果品は以下を想定する（詳細は事業者候補選定後の協議による）。

ア 令和7年度

(1) 計画 電子データ

(2) 計画概要版 電子データ

(3) 業務報告書 電子データ及び印刷物（製本2部）

(4) 関係機関協議資料(庁内関係課・東京都・国機関等) 電子データ及び印刷物（協議に必要な部数）

(5) 検討中に作成した電子データ 一式

*illustrator や shape ファイル等の作図に使用したデータを含め、編集可能な状態で納品すること

イ 令和8年度

(1) 計画 電子データ及び印刷物（100部）

(2) 計画概要版 電子データ及び印刷物（100部）

(3) 業務報告書 電子データ及び印刷物（製本2部）

(4) 検討中に作成した電子データ 一式

*illustrator や shape ファイル等の作図に使用したデータを含め、編集可能な状態で納品すること

(5) 参考資料

ア 調布市総合計画（令和5年3月）

市ホームページ トップページ>市政情報>政策・総合計画>調布市総合計画（令和5年度から令和12年度）<基本計画（令和5年度から令和8年度まで）

- > 調布市総合計画（令和5年度から令和12年度まで）
<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000088.html>
- イ 調布市総合交通計画（令和5年3月）
市ホームページ トップページ>市政情報>計画・条例など>暮らし・交通・住まい>交通関連>調布市総合交通計画を改定
<https://www.city.chofu.lg.jp/080070/p050067.html>
- ウ 調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
市ホームページ トップページ>まちづくり・環境>都市計画・街づくり>都市計画マスタープラン>調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
<https://www.city.chofu.lg.jp/080010/p044149.html>
- エ 東京都における地域公共交通の在り方検討会資料
東京都都市整備局ホームページ掲載
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/chiiki_kotsu.html
- オ 「地域公共交通」の実質化に向けた検討会中間とりまとめ（令和6年4月26日）「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデート
国土交通省ホームページ掲載
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001740865.pdf>
- カ 調布市公共交通活性化協議会 過去使用資料
市ホームページ トップページ>市政情報>協議会>公共交通活性化協議会>会議結果
<https://www.city.chofu.lg.jp/shiseijouhou/kyougikai/koukyoukoutsuu/kako-kekka/index.html>
- キ その他過年度の調査検討業務報告書
調布市役所行政資料室等へ配架

2 期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※本件は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。
ただし、契約後の業務履行状況や予算の確保に応じたものであり、本プロポーザルは契約締結を確約するものではない。

3 予算

【款】40 土木費 【項】15 都市計画費 【目】05 都市計画総務費

【大】10 都市計画管理事務費 【中】51 交通計画等策定費

【小】51 交通計画等策定調査委託料 【節】12 委託料

令和7年度 19,140千円（税込）

令和8年度 6,006千円（税込）

※令和7年度の予算は、令和7年第1回定例会での議決を前提とする。

令和8年度の予算は、令和8年第1回定例会での議決を前提とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時及び実施期間において、以下に掲げる条件を全て満たしていること。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合、直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (9) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による「都市計画及び地方計画部門又は道路部門」の登録を有すること。
- (10) 日本国内における地方公共団体（町村除く）が発注した業務で、公共交通に関する計画策定の業務委託を、過去5年間（令和年度元年～令和5年度）において1件以上有していること。
- (11) 本業務に配置する管理（主任）技術者に、技術士（都市及び地方計画部門又は道路部門）の資格又はそれに類する資格（土木学会認定技術者、交通工学研究会認定TOP/TOEなど）を有する者を1名以上配置すること。

6 募集方法

(1) 募集案内

令和6年12月27日（金）から、市ホームページに掲載

(2) 参加申込み

ア 申込み方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下「事業者」という。）は、令和7年1月16日（木）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、原則、都市整備部交通対策課（市役所7階）へ持参又は郵送（期日までに必着）により提出すること

(開庁時間は、土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで)。

なお、実施要領及び様式1～7については、令和6年12月27日(金)～令和7年1月16日(木)正午(閉庁日及び閉庁時間を除く。)に都市整備部窓口(交通対策課)で配布するほか、市ホームページ(下記参照)に掲載する。

(市トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件)

書類	部数	備考
ア 申込書(様式1)	正本1部	
イ 参加資格要件確認書(様式2)	正本1部	
ウ 業務実績調書(様式3) 過去5年間における「5 参加資格(10) 受託実績」を記載	正本1部 写し9部	ウ、エの <u>写しの9部は、会社名・住所等がわからないようにすること</u>
エ 業務予定技術者調書(様式4) 「5 参加資格(11)」に定める資格を証明する書類の写し、及び正規雇用であることを証明するものを添付すること。	正本1部 写し9部	
オ 会社概要(様式自由・パンフレット可) 以下の内容は必ず記載されたものであること (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部	

イ 参加資格審査及び審査結果の通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を審査し、全事業者に対して、令和7年1月20日(月)に審査結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和7年1月22日(水)正午までに、書面(持参又は郵送(必着))にて説明を求めることができる。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、令和7年1月29日(水)正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部交通対策課へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

書類	部数	備考
ア 企画提案書 (提案書表紙:様式5, 企画書:様式自由・A4縦3ページ左綴じ)	正本 1部 写し 9部	企画提案書作成上の留意点(実施要領)を参照のうえ、作成すること。
イ 業務スケジュール(様式自由)	正本 1部	2か年の流れがわかる全体の

	写し 9部	スケジュール及び令和7年度の業務スケジュールを作成すること。
ウ 業務実施体制調書（様式6）	正本 1部 写し 9部	
エ 経費見積書（様式自由・A4縦左綴じ）	正本 1部 写し 9部	・令和7年度の見積書及び内訳書を添付すること。見積の総額が見積限度額を超えないこと。 ・事業期間全体の参考見積書及び年度毎の内訳書を添付すること。

※ア、イ、ウ、エの写しは、会社名・住所等が分からないようにすること

イ 企画提案書作成上の留意点

(ア) 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

(イ) 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要 (4) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について記載すること。また、人員体制を踏まえた内容とすること。

(4) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式7）にて、以下の期限までに都市整備部交通対策課へ電子メールで提出すること。（koutuu@city.chofu.lg.jp）

ア 申込、参加資格審査に関する質疑

申込、参加資格の審査に関する質疑については、令和7年1月10日（金）正午を期限として受け付ける。回答は、令和7年1月14日（火）までに、随時、市ホームページに掲載する。

イ 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質疑については、参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者に限り、令和7年1月20日（月）から令和7年1月23日（木）正午まで受け付ける。回答は、令和7年1月24日（金）までに、随時、市ホームページに掲載する。

(5) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）及び審査結果の通知

企画提案書等による書類審査を行い、令和7年2月3日（月）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和7年2月5日（水）正午までに書面（直接持参又は郵送）にて説明を求めることができるものとする。回答は令和7年2月7日（金）までに書面で送付する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は担当技術者が行うこととする。なお、原則、対面実施とするが、状況に応じてリモート会議形式等によるプレゼンテーション審査とする場合がある。

(ア) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーション（スライド等）を要約した資料（A4）を8部用意し、令和7年2月7日（金）正午までに、都市整備部交通対策課へ提出しなければならない（持参又は郵送（必着））。また、電子メールで当日使用するプレゼンテーション資料のデータを都市整備部交通対策課へ送付することとする。

(イ) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和7年2月14日（金）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和7年2月19日（水）正午までに書面（持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。回答は令和7年2月21日（金）までに書面で送付する。

7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

調布市地域公共交通計画策定及び事業推進業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

構成人数は、6人以内とする。

- ア 調布市 行政経営部企画経営課長
- イ 調布市 福祉健康部福祉総務課長
- ウ 調布市 都市整備部まちづくり推進課長
- エ 調布市 都市整備部まちづくり推進課都市基盤担当課長
- オ 調布市 都市整備部道路管理課長
- カ 調布市 都市整備部交通対策課長

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位4者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。

当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は担当技術者が行うこととする。

ウ 評価基準（予定）

- (ア) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (イ) 知識、専門性及び情報処理能力
- (ウ) 的確性及び実現力
- (エ) 表現力及び論理性
- (オ) 説明の明瞭さ（専門知識を有さない者も理解できる明瞭な説明を求める）
- (カ) 業務遂行能力及び実施体制

エ 選定

- (ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) 一次審査（書類審査）は、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定する。なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が同点の場合は、(ア)及び(イ)により、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (エ) 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議した後、(ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」とする。）として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。
- (オ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。なお第2位以下の順位獲得数が同数の場合は前項に準じる。
- (カ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 最低基準

事業者候補の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を事業者候補として選定しない。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

キ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

(ア) 結果通知

二次審査（プレゼンテーション審査）の審査結果は、令和7年2月14日（金）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面

の通知と併せて電子メールを送信する。

(4) 結果に関する問い合わせ

二次審査（プレゼンテーション審査）により選定されなかった業者は、審査結果について令和7年2月19日（水）正午までに書面にて説明を求めることができる。回答は令和7年2月21日（金）までに書面にて送付する。

8 日程

日時	内容
令和6年 12月23日（月）	第1回審査委員会
12月27日（金）	公告、ホームページへの掲載 参加資格に関する質問受付開始日
令和7年 1月10日（金）	参加資格に関する質問受付締切日（正午）
1月14日（火）	参加資格に関する質問回答日
1月16日（木）	参加申込書締切日（正午）
1月20日（月）	参加資格審査結果の通知 参加資格審査結果に関する質問受付開始日 企画提案に関する質問受付開始日
1月22日（水）	参加資格結果に対する質問締切日（正午）
1月23日（木）	企画提案に関する質問締切日（正午）
1月24日（金）	参加資格結果に対する質問回答日 企画提案に関する質問回答日
1月29日（水）	企画提案書等提出締切日（正午）
1月30日（木）	第2回審査委員会（一次書類審査）
2月3日（月）	一次審査結果の結果通知 一次審査結果に対する質問受付開始日
2月5日（水）	一次審査結果に対する質問締切日（正午）
2月7日（金）	一次審査結果に対する質問回答日 プレゼンテーション審査資料提出締切日（正午）
2月12日（水）	第3回審査委員会（プレゼンテーション審査）
2月14日（金）	プレゼンテーション審査に関する選定結果通知 プレゼンテーション審査結果に対する質問受付開始日
2月19日（水）	プレゼンテーション審査結果に対する質問締切日（正午）
2月21日（金）	プレゼンテーション審査結果に対する質問回答日

9 参加の辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社

印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した参加辞退届(様式8)を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

1 0 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)(以下「公開条例」という。)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページにより、適宜、市民に情報提供する。

1 1 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等(以下「提出書類等」とする。)の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合(必要事項が未記入、押印がないものを含む。)

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 調布市暴力団排除条例(平成24年条例第27号)第2条第6号に規定する暴力

団関係者である場合

コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該事業を実施する上で、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、単年度契約を1回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

(5) 本業務実施時の担当技術者については、業務予定技術者調書に記載があった者とする。正当な理由がない限り、それ以外の者については認めないこととし、業務予定技術者の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議のうえ変更を認める場合がある。

(6) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、都市整備部都交通対策課がとりまとめる。

1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 交通対策課 担当：町田，本間，井坂

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 7階

電話：042-481-7454 FAX：042-481-6800（交通対策課）

Email：koutuu@city.chofu.lg.jp